主文原判決中被控訴人Aに関する部分を次のとおり変更する。

同被控訴人は控訴人に対し金二十万円とこれに対する昭和三十二年九月 六日以降支払ずみに至るまでの間の年五分の割合による金員を支払え。

控訴人の同被控訴人に対するその余の請求を棄却する。 控訴人のその余の被控訴人らに対する控訴を棄却する。

控訴人と被控訴人Aとの間に生じた訴訟費用を第一、二審を通じて二分 その一を控訴人の負担とし、他を同被控訴人の負担とする。控訴人とその余の 被控訴人らとの間に生じた訴訟費用は第一、二審を通じていずれも控訴人の負担と する。

控訴代理人は「原判決を取消す。 昭和三十一年三月五日川之江市長が受理した届 出による控訴人と被控訴人Aとの離婚が無効であることを確認する。もし右請求が 理由がないときは右離婚を取消す。昭和三十一年九月三日今治市長が受理した届出によるAの代諾を以て行つた被控訴人Bと同C、同Dとの養子縁組が無効であることを確認する。控訴人とAとを離婚する。右両名間の長男Bの親権者並びに監護を なすべきものを控訴人と定める。Aと被控訴人Eとは連帯して控訴人に対し金五十 万円とこれに対する昭和三十二年九月六日以降支払済に至るまでの間の年五分の割 合による金員を支払え。

CとDは控訴人に対しBを引渡せ。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人らの負担 とする」との判決を求め、被控訴代理人は本件控訴を棄却する、控訴費用は控訴人 の負担とするとの判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述は、控訴代理人において、本件離婚が無効だというの は控訴人はAがBを自ら監護養育すると信じて離婚届に署名をしたものであつて、 この点について控訴人に要素の錯誤があつたからである。なお控訴人は離婚届に署 名はしたが印をおすことをなんびとにも依頼したことはない。仮に昭和三十一年三 月五日川之江市長が受理した届出による控訴人とAとの離婚が有効で且つ取消を求 めることができないとしても、そのように離婚をすることとなつたのは、従来主張 したとおりE及び同人の意見にしたがつたAの共同不法行為によるものである。ま た仮に控訴人とAの婚姻そのものが両名の子Bを嫡出子として出生の届出をするためのもので真実の婚姻ではなかつたとしても、EとAとは右と同一の理由によつて婚姻予約を不履行したことの責に任じなければならない。したがつて、この両名は 控訴人に対し離婚又は婚姻予約不履行によつて精神的、肉体的に甚大な苦痛と損害 とを与えたことにつき、慰謝料として、連帯して金五十万円とこれに対する昭和三 十二年九月六日以降支払済までの間の年五分の割合による遅延損害金を支払う義務 がある旨述べ、被控訴代理人において、右主張事実はいずれも争う旨述べたほか

は、原判決事実摘示のとおりであるから、ここにこれを引用する。
立証として、控訴代理人は、甲第一号証、第二号証を提出し、原審証人F、原審 及び当審証人GことGの各証言、原審及び当審における控訴人本人尋問の結果並び に当審における被控訴人A本人の尋問の結果を援用し、乙号各証について第一号証 の成立を認める、第二号証もまた真正に成立したものであると述べた。被控訴代理 人は乙第一号証、第二号証(第二号証は控訴人が勝手に作成したものとして、)を 提出し、原審における被控訴人A、E、Cの各本人尋問の結果を援用し、甲号各証 の成立を認めると述べた。

> 理 由

原審及び当審における控訴人、被控訴人Aの各本人尋問の結果(ただし) 以下の認定に反する部分を除く、その部分は採用できない)ところによつて真正に 成立したものと認めうる乙第一号証離婚届の記載を併せると、控訴人の本訴慰謝料 請求を除くその他の請求に対する原審の判示は相当で、当裁判所はこれにつき、 審証人Gの証言によつてはこれを左右しえないこと、また控訴人が主張するような錯誤の事由を以てしては係争の協議離婚を無効ということができないことをそれぞれ附加するほかは、原審の右判示と判断を同じくするから、ここにこれを引用す

そこで、慰謝料請求(この点に関する控訴人の当審での主張は原審以来主 張してきた慰謝料請求権の範囲を出るものではなく、その同一性を害するものでは ない)のうち、まず被控訴人Aに対する部分の当否につき判断をするのに、右の控 訴人及び被控訴人Aの各本人尋問の結果及び原審におけるEの本人尋問の結果を併 せると、控訴人とAとは昭和三十年六月頃から善通寺市で同棲したが、Aはそれか

しかしながら、他面、右の各本人尋問の結果によって、控訴人とAとの当初からの関係をみるのに、右両名ははじめ川之江市のダンスホールで親しくなつた後、Aがまだ関西大学に在学中であつた昭和二十九年六月頃に、両名ともAの両親係を結び、その後もその関係を絶たず、昭和三十年三月にAが同大学を薬したというは、その後もその関係を絶たず、昭和三十年三月にAが同大学を薬したというは、本で、前記のとおは、自など何もなくしたがのでこれという収入の途もない、前記のととおり、自ら婚姻生活の基礎を不安定なものとしたといわなければならない。

り、自ら婚姻生活の基礎を不安定なものとしたといわなければならない。以上の諸事実及び右各本人尋問の結果によつて認められる控訴人が初婚者であって昭和八年八月二十日生れの女性であること、本件離婚によつて控訴人に対して立てなければならなくなつたこと、一方右離婚にあたつてAは控訴人に対し三万円程の金銭を交付したことその他諸との生活費として金二万九千円ないし三万円程の金銭を交付したことその他諸との生活費として金二万九千円ないし三万円程の金銭を交付したことその他諸との本籍による損害賠償債務として離婚の時から当然に遅滞を生ずると解すべきであるしたがつて控訴人のAに対する本訴慰謝料請求は金二十万円の限度で理由がありにで対する遅延損害金請求は(控訴人が昭和三十二年九月六日以降完済までいて求めているので)右金二十万円に対する昭和三十二年九月六日以降完済まがの間の民法所定の法定利率である年五分の割合によって計算した額の範囲で理由がある。

を言つていたので、 Eとしてはその上更にこの問題に積極的に深入りする必要もなく経過したこと、 もつとも A が E 方へもどで E 方へもどの E とも A が E 方へもどで E 方で B が B に Z か B が B に Z か B に Z か B に Z か B に Z か B に Z か B に Z か B に Z か B に Z か B に Z か B に Z か B に Z か B に Z か B に Z か B に Z か B に Z か B に Z か B に Z か B に Z か B に Z か B に Z か B に Z か B に Z か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D か B に D

四、以上の次第で、控訴人の請求のすべてを排斥した原判決は、うちAに対する慰謝料請求を前記の限度で認容しなかつた点で結局当をえなかつたこととなるから、右の限度で変更を免れないが、その余はすべて相当であるといわねばならない。

よつて、訴訟費用の負担について民事訴訟法第九十六条、第九十二条本文に則 り、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 谷弓雄 裁判官 橘盛行 裁判官 山下顕次)